

令和3年度第1回青森市障がい者差別解消調整委員会 会議概要

- 開催日時 令和3年8月3日（火）18：30～19：15
- 開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3階 大会議室
- 出席委員 天野 高志委員、石田 賢哉委員、宇佐美 大輔委員、葛西 崇委員、
葛西 智賀子委員、桐原 郁子委員、須藤 豊治委員、津川 清一委員、
中村 渉委員、齊藤 紀子委員、福原 正人委員 《計11名》
- 欠席委員 なし
- 事務局 福祉部部長 福井 直文、福祉部次長 三浦 裕子、
参事障がい者支援課課長 加福 拓志、
同課主幹 長谷川 治、同課主査 渡邊 和則、同課主査 竹内 一貴、
同課主事 鈴木 万希子 《計7名》

会議次第

- 1 開 会
福祉部部長あいさつ
- 2 新任委員紹介
- 3 事務局説明
(1) 青森市障がい者差別解消調整委員会の役割等について
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正について
- 4 案件
(1) 障がいを理由とする差別に関する相談事案について
(2) 障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について
- 5 その他
- 6 閉会

事務局説明について

(1) 青森市障がい者差別解消調整委員会の役割等について

事務局から、資料1-1～1-3のとおり、青森市障がい者差別解消調整委員会の役割等について説明があった。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正について

事務局から、資料 2-1～2-3 のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正について説明があった。

○委員

青森市障がいのある人もない人も共に生きる条例第 7 条 2 項では、事業者の社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮をするよう努めるものとするとして規定しているが、今回の法改正で条例を改正することになるのか。

○事務局

今回の法改正は、公布の日から 3 年を超えない範囲内において施行されることとなっている。国から関係通知等が発出されることが考えられ、いずれにしても施行を見据えた対応になると考えている。

案件について

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談事案について

事務局から、資料 3 のとおり、障がいを理由とする差別に関する相談事案について説明があった。

○委員

有料道路の障がい者割引については、通常どのような対応になるのか。

○事務局

東北自動車道では、ETC 以外で無人の料金所で割引を利用する場合は、利用者が係員呼出ボタンやレバーを押すと事務所内の係員が対応することとなっている。

○委員

差別の相談が解消された事例について説明があったが、同じような障がいをお持ちの方で解決できずに困っている人はたくさんいると思う。障がいの方が戸惑うことがないように、多くの方に解決された内容を周知するなど今後も取り組んでほしい。

(2) 障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

事務局から、資料 4-1、資料 4-2 のとおり、障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について説明があった。

○委員

障がい者手帳をお持ちの方に対して、本市ではコロナワクチンの接種ではどのように対応しているのか。

○事務局

コロナワクチンの接種について、本市では高齢者に続いて、障がい者手帳をお持ちの方については、一般の方より先に優先してご案内しておりました。

○委員

市の窓口職員の方が、障がいの特性を理解していないと対応が難しいということもあるのではないか。また、ヘルプカードを市の窓口で提示すれば、職員が対応できるよう窓口で周知が進んでいるのか。

○事務局

今回対応事例をまとめたが、対応が分からないとの問い合わせもあることから、これから職員に周知するとともに、職員対応マニュアルの見直し作業を進めておりますので、事例を含めて周知していきたいと考えている。

○委員

以前、ヘルプカードができたときに窓口にもらいに行ったところ、申込書にいろいろ記入しなければならなかったのが、嫌になって申込をやめたが、現在の申込方法はどのようになっているのか。精神障がいの方は、自分の病気などを聞かれるのは非常に嫌なので、障がい者手帳を見せるだけで配付してほしい。

○事務局

県のガイドラインに基づいて申込書にお名前、住所などを記載いただいている。

今後、記載内容については検討していきたいと考えている。